

○大府市雇用対策協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内事業所の組織化及び産業状況を把握し、求人・求職の流れを円滑にし、労働事情の改善に協力し、雇用対策の充実を図る。

(補助対象団体)

第2条 補助を対象とする団体は、次の団体とする。

大府市雇用対策協議会

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、前条に規定する団体が行う事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 求人・求職に関する労働力調査研究及び求人開拓に関する事業費
- (2) 求人・求職情報活動、定着対策に関する事務費及び事業費
- (3) 理事会、リーダー養成研修会、研究会等各種研修会等の事業に関する事務費及び事業費

(補助金の交付)

第4条 補助金は予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする団体は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。この場合、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは条件を付することがある。

(決定の通知)

第7条 市長は補助金の交付決定をしたときは、その内容及び附帯条件を補助金交付申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付を受けた団体が当該交付決定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは翌年度の4月10日までに、補助金請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 補助事業収支決算書

(交付決定の取り消し又は補助金の返還)

第10条 市長は次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。